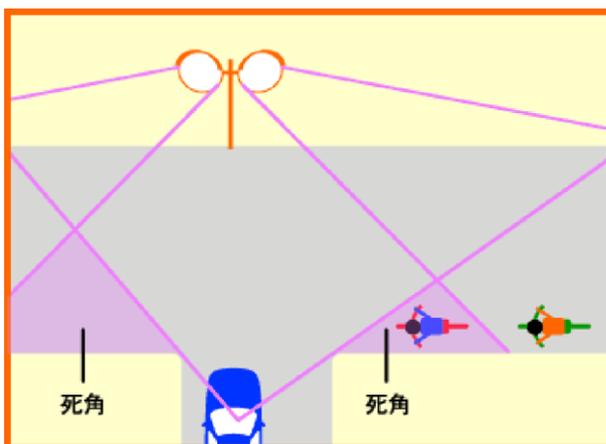


道路反射鏡（カーブミラー）設置の考え方

カーブミラーは、交差点や道路の曲がり角、急カーブなどの見通しの悪い場所で、車のドライバーから見えない所にいる他の車を確認する目的で設置された車のための安全確認の補助施設です。カーブミラーは接近する車の有無を事前に認知するためには大変便利なものですが、カーブミラーの特性により危険な面も持ち合わせており、設置する場合、現地状況だけでなくその特性も十分に配慮し設置の可否を判断する必要があります。

1. カーブミラーの危険性

(1) 「死角」が生じる



カーブミラーは自動車から自動車を見せる位置・角度で設置されているため、見えない「死角」が必ず生じます。そのため、「死角」から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがあります。

特に、子どもたちは背が低いため、「死角」に入ってしまうます。

そこで、車にとって目視困難な箇所であっても、子どもの飛び出しが懸念される通学路や、反射機能が低下していてとっさの危険回避行動を取ることが難しい高齢者等が多くいる施設等付近の道路等につきましては、歩行者の安全を優先し設置を行わない場合もあります。

また、ドライバーは、カーブミラーを見て接近する他の車が無いことを確認しても、「死角」に歩行者や自転車が隠れているかもしれないと想定し、すぐに止まれる速度で徐行しながら進行し、自分の目で目視して直接安全確認をすることが必要です。

(2) 一時不停止を誘発する

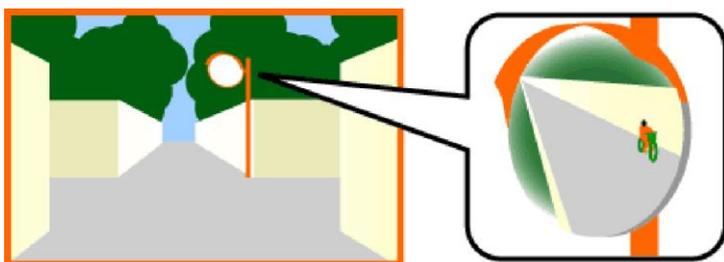


見通しの悪い交差点であれば一時停止や徐行をし、目視による安全確認をしながら走行しますが、カーブミラーの過信から、一時不停止のまま、スピードを落とさず交差点に入ってしまうがちになり、カーブミラーが事故を誘発するケースが増えているとのことです。

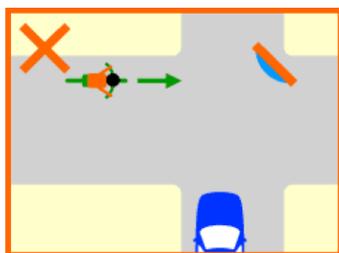
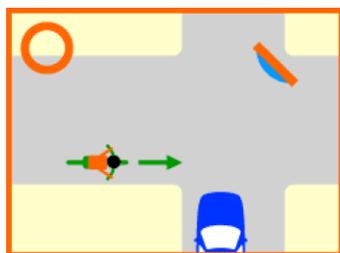
この場合、車のスピードが速く、「死角」にいる歩行者等との接触事故が発生した場合は、負傷の程度が重篤になります。

このような悲惨な事故を起こさぬよう、カーブミラーは、あくまで交通安全の補助施設であり、得られる情報はあくまで参考とし、ドライバーは徐行や一時停止を怠らず自分の目で目視して直接安全確認することが必要です。

(3) カーブミラーは左右が逆に映る



このイラストの場合、自転車は交差する道路の向こうと手前のどちら側を走っているのでしょうか？

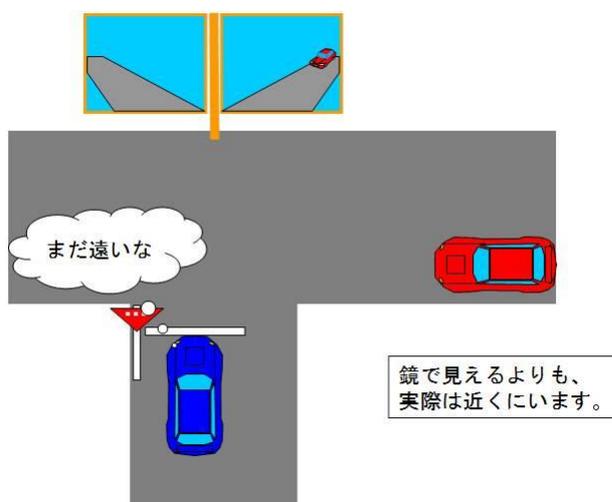


カーブミラーも普通の鏡と同じよう左右が逆に映ります。

そのため、上の例では、自転車は手前側を走っていることになります。

人間の目の特性として大きく見えるものは「近くに」あると思い、小さく見えるものは「遠く」にあると思ってしまいます。ただ、カーブミラーはこの位置関係が逆になってしまいます。うっかり勘違いすると大事故につながる危険性があります。

(4) 速度感・距離感がつかみづらい



カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらく、うっかり勘違いすると大事故につながる危険性があります。

これらの特性により、カーブミラーを過大評価することにより、一時停止や徐行をせず交差点等に進入することで事故が発生するなど、設置することで事故を誘発又は交通違反を助長してしまう危険性もあることから、設置については慎重に判断する必要があります。

2. 設置について

カーブミラーは前記のような特性があることから、現地を調査し、適切な安全確認位置から直接目視確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないこともあります。

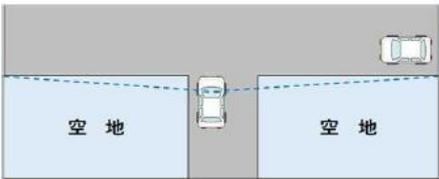
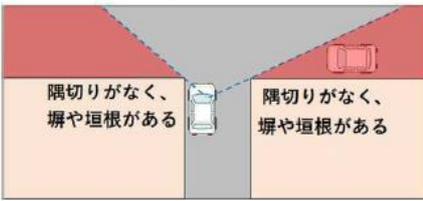
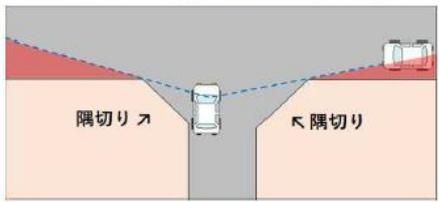
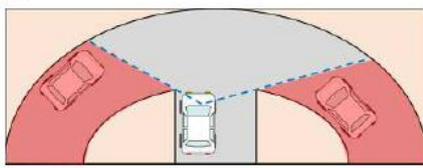
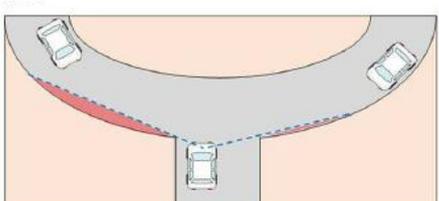
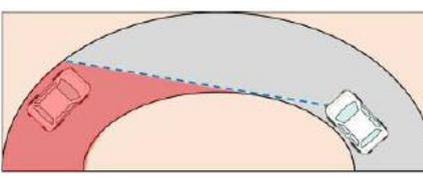
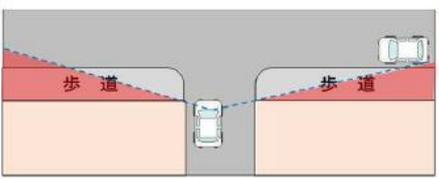
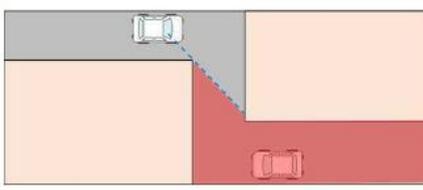
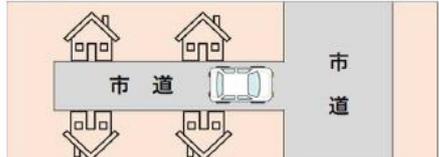
事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由になりません。

事故はあくまでも、運転者の責任であり、運転者は安全運転を行う義務があります。

(1) 一般的な設置の判断基準

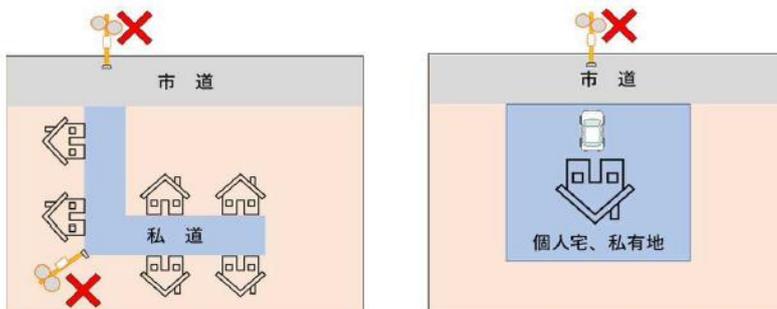
カーブミラーの設置は、阿蘇市が管理する市道、農道及び法定外道路（里道）（以下「阿蘇市管理道路」という。）の屈曲部、交差部、又はその他の道路との交差部であること。

※一般的な設置基準例

設置しないと判断する例 (法令に定められた通行を行えば 危険が除去できる)	設置を検討する例
<p>①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。</p>  <p>空地 空地</p>	<p>①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。</p>  <p>隅切りがなく、塀や垣根がある 隅切りがなく、塀や垣根がある</p>
<p>②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。</p>  <p>隅切り 隅切り</p>	<p>②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。</p> 	<p>③急カーブで、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。</p>  <p>歩道 歩道</p>	<p>④屈折部で、見通しが確保できない場合。</p> 
<p>⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。</p>  <p>市道 市道</p>	

(2) 設置しない場合

- ①私道と阿蘇市管理道路の交差点及び私道内
- ②個人宅や事業者、施設等からの出入り口



利用者や受益者が限定される場合、設置しない。

- ③可動物及び草木の繁茂が原因で見通しが悪い場所

見通しが悪い時間が一時的なため設置しない。また、草木の繁茂により見通しが悪い場合は地権者に剪定を依頼し、見通しを確保するよう努める。

- ④道路の通行又は利用上において、安全な箇所に設置できない場合

3. 移設、撤去

(1) 私有地の利用形態変更（出入口等の変更）に伴い、阿蘇市管理道路に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は原因者負担とする。

(2) 既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- ①私有地等は無償で設置させていただいている地権者から、撤去依頼があった場合
- ②カーブミラーを過信し、一時停止や徐行義務を怠ったことによる事故が多発した場合
- ③道路環境の変化等を踏まえて、設置基準に当てはまらなくなった場合

4. 設置要望

カーブミラーの新設は、付近住民への影響が大きいため、個人からの要望ではなく、地域

で意見を集約いただき、区長を通じ区の総意として区長要望書を提出いただいてからの受付となります。また、区におかれましては、メリットがある一方、特性によるデメリットもあることから、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分ご留意いただきますようお願いいたします。